

高知県安全安心まちづくり推進会議設立総会



高知県犯罪のない安全安心まちづくりシンボルマーク

と き：平成20年1月25日（金）14:00～15:30

ところ：高知県庁1階 正庁ホール

高知県安全安心まちづくり推進会議

も く じ

高知県安全安心まちづくり推進会議設立総会次第	1
議題1 高知県安全安心まちづくり推進会議の規約について	2
議題2 役員を選出について	5
議題3 平成20年度に重点的に取り組むテーマについて	6
議題4 平成20年度の事業計画について	7
活動事例発表	8
安全安心まちづくり宣言(案)	12
高知県犯罪のない安全安心まちづくりシンボルマーク優秀作品	13
高知県犯罪のない安全安心まちづくり標語優秀作品	14
高知県犯罪のない安全安心まちづくりポスター優秀作品	15
参考資料	
高知県安全安心まちづくり推進会議(仮称)設立発起人会	16

1 開 会

2 議 事

- (1) 議題1 高知県安全安心まちづくり推進会議の規約について
- (2) 議題2 役員を選出について
- (3) 議題3 平成20年度に重点的に取り組むテーマについて
- (4) 議題4 平成20年度の事業計画について

3 シンボルマーク・標語・ポスター入選作の発表・表彰

4 安全安心まちづくり活動事例発表・意見交換

高知県民生委員児童委員協議会連合会会長 小椋 茂昭
あさひのこどもを守る会・塚ノ原町内会会長 天野 守章

5 安全安心まちづくり宣言

6 決意表明

7 閉 会

高知県安全安心まちづくり推進会議（仮称）規約（案）

（名称）

第1条 この会議は、「高知県安全安心まちづくり推進会議」（以下「推進会議」という。）と称する。

（目的）

第2条 推進会議は、高知県犯罪のない安全安心まちづくり条例（平成19年高知県条例第9号）第11条に基づき、犯罪の被害に遭わずに安全で安心して暮らすことのできる高知県を目指して、県民、事業者、地域活動団体、行政機関が相互に連携、協働して犯罪のない安全安心まちづくりを推進することを目的とする。

（事業）

第3条 推進会議は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 犯罪のない安全安心まちづくりに関する重点的な取り組みに関する協議
- (2) 犯罪のない安全安心まちづくりに関する情報及び意見の交換
- (3) 犯罪のない安全安心まちづくりに関する普及啓発
- (4) その他目的を達成するために必要な事項

（構成員）

第4条 推進会議は、本会議の目的に賛同し、県域にわたって安全安心まちづくりの活動を展開している団体等及び行政機関並びに有識者で構成する。

- 2 推進会議に参加を希望する団体等及び行政機関は、所定の入会申込書を会長に提出し、推進会議の承認を受けるものとする。
- 3 推進会議の構成員は、退会届を会長に提出して、退会することができる。

（役員）

第5条 推進会議に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 若干名
- 2 役員は、総会において構成員の代表者の中から互選により選出する。
 - 3 会長は推進会議を代表し、会務を総理する。
 - 4 副会長は会長を補佐し、会長が不在のときはその職務を代理する。
 - 5 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
 - 6 役員は、任期満了等により構成員の代表者を退いた場合においても、後任の役員が就任するまではその職務を行うものとする。ただし、行政機関から選出された役員については、その職の後任者が前任者の残任期間その職務を行うものとする。

(総会)

第 6 条 推進会議の総会は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長不在の場合は、会長があらかじめ指名した者がその議長となる。

2 規約の改廃その他重要な事項は、総会において審議する。

3 総会は公開とする。

4 会長は、必要があると認めるときは、総会に構成員以外の者の出席を求めることができる。

(幹事会)

第 7 条 推進会議の円滑な運営を図るため、幹事会を置く。

2 幹事会の構成員（以下「幹事」という。）は、会長が別に定める推進会議の構成員から選出された者とする。

3 代表幹事は、幹事の互選により選出する。

4 幹事会は、次に掲げる事項について審議する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の審議した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の審議を要しない会務の執行に関する事項

5 第 5 条第 5 項及び第 6 項、前条第 1 項、第 3 項及び第 4 項の規定は、幹事会において準用する。

この場合において、これら条文中「役員」とあるのは「幹事」と、「総会」とあるのは「幹事会」と、「会長」とあるのは「代表幹事」と読み替え、第 5 条第 6 項に「構成員の代表者」とあるのは「推進会議の構成員たる所属団体の役職等」と読み替えるものとする。

(事務局)

第 8 条 事務局は、高知県文化環境部県民生活課、高知県教育委員会体育スポーツ課及び高知県警察本部生活安全部生活安全企画課に置く。

(委任)

第 9 条 この規約に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

一 この規約は、平成 20 年 1 月 25 日から施行する。

二 第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、推進会議の設立総会に限り、高知県知事が招集する。

高知県安全安心まちづくり推進会議構成員名簿
(平成20年1月25日現在・敬称略)

番号	区 分	構 成 員 名
1 2 3	防犯活動団体	社団法人高知県防犯協会 高知県地域安全アドバイザー連絡会 高知県タウンポリス連絡協議会
4 5 6 7 8 9 10 11 12	地域活動団体	高知県民生委員児童委員協議会連合会 財団法人高知県老人クラブ連合会 高知県連合婦人会 社会福祉法人高知県社会福祉協議会 社団法人高知県交通安全協会 高知県交通安全指導員協議会 高知県交通安全母の会連合会 高知県少年警察ボランティア協会 財団法人高知県身体障害者連合会
13 14 15	子どもの安全の確保に関する団体	高知県小中学校PTA連合会 高知県小中学校長会 高知県スクールガード・リーダー連絡協議会
16 17 18 19 20 21 22 23 24 25	事業活動の安全の確保に関する団体	高知県経営者協会 高知県商工会議所連合会 高知県商工会連合会 高知県旅館ホテル生活衛生同業組合 社団法人高知県建築士会 高知県共同住宅防犯協議会 高知県金融機関防犯連合会 高知県深夜スーパー等防犯対策協議会 高知県石油業協同組合 高知県理容生活衛生同業組合
26 27 28	有識者	弁護士 稲田 知江子 高知短期大学教授 関根 猪一郎 高知県経営者協会参与 渡辺 泰方
29 30 31 32 33	行政機関	高知県市長会 高知県町村会 高知県 高知県教育委員会 高知県警察本部

議題2 役員の選出について

規約第5条関係

高知県安全安心まちづくり推進会議役員

役 職	氏 名	所属団体等
会 長		
副会長		

議題3 平成20年度に重点的に取り組むテーマについて

他県で下校途中の児童が犠牲になるなどの事件が発生し、学校・通学路の安全対策が強く求められる中で、県内においても「子どもを守る」という共通認識のもと、各地域において自主的な見守り活動が行われています。

また、高齢化が進む本県において、高齢者が交通事故や消費トラブル等の被害に遭う事件が多発しており、そうした被害を防ぐため、地域で活動する団体等による訪問活動等が行われています。こうした見守りや訪問活動等が県内に広がり、一層充実していく必要があります。

さらに、平成18年に発生した自転車の盗難のうち約6割が鍵をかけていない状態で被害に遭っていることなどから、自らの安全を自らで守るための基本的な取り組みとして『鍵かけ』の意識を高める必要があります。

こうしたことから、本県における犯罪のない安全安心まちづくりを効果的かつ重点的に進めるため、平成20年度に推進会議として重点的に取り組むテーマを次のとおり定めます。

重点テーマ（案）

地域で子どもを見守ろう

高齢者などを事故や事件から守ろう

鍵かけ運動を進めよう

議題 4 平成 20 年度の事業計画について

県民の防犯意識を高めるとともに、県民、事業者、地域で活動する団体等の犯罪のない安全安心まちづくりへの気運を高めるため、特に、全国地域安全運動期間にあわせて集中的な取り組みを行います。

1 平成 20 年度の高知県安全安心まちづくり推進会議の事業計画（案）

20 年 4 月 20 年度に各構成員が実施する安全安心まちづくりの取組予定を照会

6 月 幹事会の開催

各構成員及び推進会議が実施する安全安心まちづくりの取組予定を公表

10 月 全国地域安全運動期間の取り組みの実施

11 月 幹事会の開催

21 年 1 月 20 年 12 月までに各構成員が実施した安全安心まちづくりの取組実績を照会

21 年 1 月又は 2 月

推進会議総会の開催

20 年度の重点テーマ・年間事業計画の検証

・各構成員及び推進会議が実施した安全安心まちづくりの取組実績の報告

21 年度重点テーマ・年間事業計画の決定

「高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」の進捗状況の報告

2 全国地域安全運動期間中（10月11日～20日）に集中的に行う事業（案）

1 「平成 20 年全国地域安全運動啓発行事 『安全・安心なまちづくりの日』高知県民のつどい」の開催

高知県犯罪のない安全安心まちづくり条例が平成 19 年 4 月 1 日に施行されたことを契機として、これまで（社）高知県防犯協会及び高知県警察本部が開催していた「県民のつどい」に「高知県安全安心まちづくり推進会議」も参加し、広く県民、事業者、地域で活動する団体、行政担当職員等を対象とした啓発行事を行います。

【開催日】平成 20 年 10 月 13 日（月）

【場 所】高知市内

【内 容】功労者等表彰、講演（または事例発表等）ほか

2 テレビ・ラジオ・広報紙等を活用した集中的な広報（県、県教委、警察本部）

3 通学路一斉見守り活動の実施

4 青色回転灯装備車両によるデモンストレーション

5 街頭キャンペーンの実施

活

動

事

例

発

表

高知県民生委員児童委員協議会連合会

テーマ：「地域における見守り活動」



発表者 **小椋 茂昭** (おぐら しげあき)

(高知県民生委員児童委員協議会連合会会長)

組織

民生委員児童委員は、地域における社会福祉の推進役であり、行政と住民との橋渡しの役割を担っています。現在、県内では、2,458人(平成19年12月1日現在)の民生委員児童委員が活動しており、市町村内の小地域ごとに設置された地区民生委員児童委員協議会を組織しています。

活動の目的

民生委員児童委員の活動は、「社会奉仕の精神を持って住民からの相談に応じることや、地域住民が尊厳を持ってその人らしい自立した生活ができるように支援を行うことによって、誰もが安心して暮らすことのできる地域社会づくり」を目指しています。

見守り活動に関する協定

本格的な少子高齢化を迎える中で、一人暮らしのお年寄りや子どもなどに対する安全の見守り活動がますます重要になっていることから、高知新聞の全139販売所で組織する高新会や、過疎や高齢化が進む地域に移動販売を行っているサンプラザやこうち生活協同組合、販売員数約300人を擁する高知ヤクルト販売と見守り活動に関する協定を締結し、民間事業者・行政と連携した地域安全のネットワークを構築しています。

これらの協定は、民生委員児童委員の活動を広く県民に周知することや、民生委員児童委員の多忙な活動に地域住民や関係機関が協力・連携できる仕組みをつくり、民生委員児童委員の地域活動の円滑化にもつながっています。



自主防犯パトロール

室戸市民生委員児童委員協議会は、地域の子どもの地域で守り、住民同士が支え合うまちづくりを進めていくことを目的として、毎週1回、通学時間帯や夜間に、青色回転灯装備車による防犯パトロールを実施しています。



今後の取組の方向

昨年は、民生委員制度創設90周年という節目にあたり、全国民生委員児童委員連合会において新しい活動強化方策が策定されています。こうした方策を踏まえるとともに、安全で安心して暮らしたいという地域住民の願いを大切に、行政や社会福祉協議会、町内会、自治会などと協力して、安全安心まちづくりに取り組んでいきます。

活

動

事

例

発

表

あさひのこどもを守る会・塚ノ原町内会

テーマ：「地域のこどもの見守り活動等について」



発表者 **天野 守章** (あまの もりあき)

(あさひのこどもを守る会・塚ノ原町内会会長)

組織

「あさひのこどもを守る会」38団体（平成19年12月31日現在）
「塚ノ原町内会」約1,200世帯（平成19年12月31日現在）

結成のいきさつ

平成17年6月上旬の夕方6時ころ、塚ノ原町内で「女子高校生連れ去り未遂事件」が発生したことから、こどもの安全確保に関する取り組みが不十分ではないかとの懸念の聲が挙がり、急遽関係者が集まり検討した結果、もっと地域社会が連携して取り組むことが必要であると判断し、「あさひのこどもを守る会」を結成しました。



取組の内容

- 町内会や各種団体等のボランティアによるパトロールの実施
- 登下校時におけるこどもの見守り活動
- 青色街路灯・公園灯の設置や防犯灯の整備などによる防犯環境づくり
- 広報啓発活動
- 会報の発行やパレードの実施などによる防犯・防災意識の広報啓発
- 企業等の車両に「不審者を見たら110番」などのステッカーを貼付
- 各種ボランティアの参加の促進や自主防災組織活動の活性化などによる地域住民が助け合う活動
- 納涼祭や地区民運動会の開催、各種交流などによる地域住民が仲良くなる活動



取組の効果

各町内会や団体などに取組が広がったことによりパトロールの頻度が多くなった。
町内会・団体などの支援・協力の輪が広がるとともに、他の町内会や団体にも取組が広がりを見せている。
ボランティアと子どもたちとのあいさつが活発となり、人も町も明るくなった。
日常における散歩、買い物などを利用して、見守り活動などを行っているため、様々な立場の方々ボランティアに参加してくれるようになった。

今後の取組の方向

参加しているボランティアの方々には意欲を持っており、地域からの期待も大きいです。今後も活動を継続、発展させるため、青パトによるパトロール活動の拡大・強化を図るとともに、コミュニケーションの醸成や情報の共有化に努めます。また、住民同士のつながりを大切にしながら、活動の水平展開により、ボランティアの裾野を広げ、こどもや高齢者が安全で安心して暮らせるまちづくりを進めていきます。

メ

モ

メ

モ

安全安心まちづくり宣言（案）

私たちの身近なところで起きる犯罪の被害から、自分や家族、地域を守るためには、県民一人ひとりが防犯意識を高め、子どもや高齢者の見守り活動などにできることから取り組んでいくことが必要です。

ここに、私たちは、『高知県安全安心まちづくり推進会議』に参加し、「犯罪の被害に遭わずに安全で安心して暮らせる高知県」を目指して、連携・協力をしながら、安全安心まちづくりに取り組むことを宣言します。

- 1 毎年度の事業計画に安全安心まちづくりを位置づけ、自らの活動として取り組んでいきます。
- 2 各地域にも、安全安心まちづくりの考え方が浸透するように努め、広く県民によって支えられる運動としていきます。
- 3 推進会議として実施する活動に参加・協力し、県民の安全を脅かす緊急事態が生じた場合には、一致協力して被害の防止のための活動に取り組みます。

平成20年1月25日

高知県安全安心まちづくり推進会議

最優秀作品



作品説明 「町全体を包み込むイメージで円を強調させることで、人と人との心の輪を表現しました。暖色系の色を使うことで暖かみを持たせました。」

国際デザインビューティカレッジ2年 市村 鉄兵

高知県犯罪のない安全安心まちづくり標語優秀作品

1 小・中学生の部

最優秀作品

人と人 声かけ安全 助け合い

南国市立長岡小学校 6年 小笠原 和也

優秀作品

安全な 街の主役は わたしたち

高知市立介良中学校 3年 川谷 明日香

2 高校生以上の部

最優秀作品

声かけて あなたの安全 私の安全

一般 宮地 実希子

優秀作品

みんなで防犯 安全安心 町づくり

一般 前田 和夫

高知県犯罪のない安全安心まちづくりポスター優秀作品

最優秀賞



作品説明 「平和な町でゆっくり寝ているところ」

土佐市立高岡中学校 1年 櫻木 沙妃

優秀賞



作品説明 「高知に笑顔の輪を」

土佐市立高岡中学校 2年 田植 ちはる

高知県安全安心まちづくり推進会議（仮称）設立発起人会

設立趣意書

犯罪の被害に遭わずに安全で安心して暮らせる社会は、私たちすべての願いです。現在、私たちは、それぞれの地域で、地域の住民の方々や市町村、警察と協力して、子どもやお年よりの見守りをはじめとする防犯活動に取り組んでいます。今後は、こうした取組をさらに活発にするとともに、横につなげることによって県内に広げ、私たちが犯罪のない安全で安心なまちづくりに取り組んでいくことが大切だと考えています。

そのためには、県民や行政等の関係機関等が一体になって、犯罪のない安全で安心なまちづくりを推進するための組織づくりが必要だと考え、このたび、「高知県安全安心まちづくり推進会議（仮称）」の設立について幅広く皆様方のご協力を呼びかけることといたしました。

推進会議では、意見や情報を交換するとともに、共同で防犯に関する啓発活動を行うなどにより、参加団体のネットワークを活用しながら、県内全域で犯罪のない安全で安心なまちづくりを進めていきたいと考えています。

この趣旨にご賛同いただき、犯罪の被害に遭わずに安全で安心して暮らせる高知県を目指して、是非、会議へご参加いただきたくお願い申し上げます。

平成19年8月吉日

高知県安全安心まちづくり推進会議（仮称）
設立発起人一同

設立発起人名簿

弁護士		稲田 知江子
高知県地域安全アドバイザー連絡会	代 表	梅原 亜紀
高知県経営者協会	会 長	岡内 紀雄
（社）高知県建築士会	会 長	岡本 金弥
高知県民生委員児童委員協議会連合会	会 長	小 椋 茂昭
高知県小中学校長会	会 長	梶原 正仁
高知短期大学	教 授	関根 猪一郎
高知県タウンポリス連絡協議会	会 長	高橋 尚良
高知県連合婦人会	会 長	寺尾 敦子
（財）高知県老人クラブ連合会	会 長	成川 清
高知県小中学校PTA連合会	会 長	森田 昭司
高知県経営者協会	参 与	渡辺 泰方
高知県教育委員会	教育長	大崎 博澄
高知県警察本部	本部長	鈴木 基久
高知県	知 事	橋本 大二郎

高知県安全安心まちづくり推進会議事務局

高知県文化環境部 県民生活課
〒780-8570
高知市丸ノ内1丁目2番20号
電話 088-823-9319

高知県教育委員会 体育スポーツ課
〒780-0850
高知市丸ノ内1丁目7番52号
電話 088-821-4928

高知県警察本部生活安全部 生活安全企画課
〒780-8544
高知市丸ノ内2丁目4番30号
電話 088-826-0110(代表)